

# 令和2年度 第4回 滋賀地方最低賃金審議会資料目次

令和2年8月21日

資料	1	滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て (滋賀県労働組合総連合 議長 岡本恭治)	..... P 1
資料	2	滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)への異議申し立て (コープしが労働組合 執行委員長 山田博也)	..... P 3
資料	3	滋賀地方最低賃金審議会の意見に関する異議について	..... P 5
資料	4	最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)(写)	..... P 7
資料	5	令和2年度 地域別最低賃金答申状況	..... P 9
資料	6	検討小委員会報告書(写)	..... P 11

2020年8月18日

滋賀労働局長 待鳥浩二様

滋賀県労働組合総

議長 岡本

住所 〒520-0051 滋賀県大津市梅林 1 丁目 3-30

電話 077-521-2536

## 滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て

私は最低賃金法 12 条の規定に基づき、以下の通り異議を申し立てます。

### 1. はじめに

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様にご敬意を表します。滋賀地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の滋賀地域最低賃金の改定について、現行の866円を2円引き上げて868円にすると答申しました。他県では0円の答申もある中、厳しい経済状況・地域事情、人口動静など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であろうとは思いますが、

しかしながら、この最低賃金額は、労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準には届いていません。

労働局、審議会としてはどんな論議があって、このような結論となった、ということをはっきりとすることが最低限必要ではないかと考えます。示されたものといえばあまりにも事務的な意見の要旨のみで、議論の過程の公開なしに「異議があれば理由を示して申し出よ」というのはあまりにも乱暴です。傍聴していても審議会に参加する委員の方々の意見は話されません。弁護士会や私たち労働組合の意見が審議会に出されており、それらに何らかの形で理解が得られるよう答えるべきですが、審議会からはその努力のかけらさえ見られません。これは仮に同様に「最賃をあげるべきでない」という人たちの意見が届けられたときも同じではないでしょうか。最賃の改定のための審議会は、労働者の生活や事業運営について大きく影響するものであり、しかも行政が行う審議会であるにもかかわらず、全く誠実ではありません。結論に至る肝心の審議内容を公開せず“密室”で決められては、理解の仕様がありません。審議の全面公開を改めて求めます。



## 2. 8時間働けば暮らせる賃金、社会に

労働者のくらしは大変です。最賃に張り付いた金額でダブルワークをして、16時間働いている日があるという労働者に会いました。それだけ働いても月末には手元に残らないのです。8時間働けば暮らせる社会、賃金が必要です。最賃の引き上げはこの労働者の希望なのです。

景気を浮揚させるためにも最低賃金の引き上げにも、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付してください。これはコロナ禍であるという側面からも必要です。2円程度の引き上げでは、全く生活改善につながりません。昨年までの3%前後の引き上げでも、私たちは極めて低水準であり、抜本的改善を実施しないと国民の最低限度の生活を保障することにならないと考えます。

## 3. 最賃 1500円、全国一律化

私たちが加盟する全国組織の全労連では全国各地で最低生計費調査をおこなっています。全国どこでもおおよそ1時間当たり1500円から1600円が必要と試算が出ています。またこの調査の結果は、都会だから高い、地方だから低いとはなっていません。短期的にも労働人口の流出を招くため滋賀にとって通勤圏内である兵庫大阪京都との差は大きな問題です。調査の結果からは暮らせる賃金へと全体を引き上げることと、全国一律化が明らかに求められています。

コロナ禍にあって、休業を余儀なくされる中で収入が減り、マスクや消毒液など生活必需品の使用の増、価格の高騰で家計は圧迫されています。収入の少ない人ほど影響は大きいのですから、最低賃金引き上げによる賃金の底上げは必須です。

## 4. 終わりに

以上のことから滋賀地方最低賃金額を2円引き上げ、868円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。

以上

2020年8月20日

滋賀労働局  
局長 待鳥 浩二 様

コープしが労働  
執行委員長 山田



## 滋賀県最低賃金の改正決定について（答申）への異議申し立て

2020年8月5日第3回滋賀地方最低賃金審議会にて、2円引き上げの868円（100.23%）という答申が示されました。以下、情勢を踏まえ、異議申し立てを行うものです。

### 1. 8時間働いても普通に暮らせない最低賃金額である

コロナ禍において、医療、宅配、スーパー、介護や保育などで働く労働者は、感染のリスクを負いながらも懸命に働くことで、市民の社会生活を支え続けてきました。しかし、そこで働く多くの人はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者で、時給はほぼ最低賃金に張り付いているのが現状です。最低賃金の引き上げは、「人手不足解消」「働きやすい職場」「普通の暮らしの実現」に繋がる重要なものです。

私たちは、生計費をもとに8時間働けば普通に暮らせる社会を目指しています。全国労働組合総連合（全労連）の最低生計費試算調査では、時給で1,500円から1,600円が必要とされています。答申の2円引き上げでは、あまりにも少なすぎると言わざるをえません。「8時間働けば普通の暮らしができる社会」をつくることを前提に、最低賃金を大幅に引き上げるためには何が必要かも含めて貴最低賃金審議会として審議を尽くされることを求めるものです。

### 2. 最低賃金の大幅な引き上げには中小企業への公的な支援が欠かせない

最低賃金の大幅な引き上げには、中小零細企業への配慮（「直接的な財政支援」「税や社会保障負担の軽減」「大企業との適正取引の実現支援」など）が不可欠です。貴最低賃金審議会は、抜本的な中小企業支援策などを国や県に提言するべきだと考えます。

### 3. 全国一律最賃制度の実現で地域間格差の解消を

滋賀県と近隣の都市部の最賃差額は、京都で約40円。大阪で約100円に及びます。滋賀県と都市部との賃金格差は大きく、答申の2円引き上げでは、人口流出と経済格差の解消の効果は期待できません。

地域間の賃金格差は、賃金の低い都市から、高い都市へ人口流出を招き、若者が経済的な理由で親元を離れるすべがなく、所帯をもつ意欲を削ぎ、出生率の引き下げを招いているとの見方があります。地域各格差を解消するためにも全国一律の最低賃金制度の実現が求められています。そのためにも、時給1,000円以上への引き上げが求められますが、少なくとも全国加重平均の水準である900円台への引き上げを行うべきです。

### 4. 透明性がある地方審議会の構築を

同審議会で公開されているのは「地方最低賃金審議会」という場のみで、実質的に議論されている「専門部会」については全くのブラックボックスとなっています。コープしが労働組合を含む生協労連と厚生労働省との協議の中で、厚労省は「各地方労働局に対しては情報公開を図るよう」指導を行っているとのことでした。滋賀地方最賃審議会は、広範な県民の意見を聞くことが必要で、そのためにも審議の経緯を広く県民に公開するよう強く求めるものです。

1



以上







# 写

滋労発基 0821 第 1 号  
令和 2 年 8 月 21 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 中 睦 殿

滋賀労働局長  
待 鳥 浩 二

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、滋賀県労働組合総連合外 2 名から最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。





## 令和2年度 地域別最低賃金答申状況

ランク	局名	改正前 最低賃金額	答申された 最低賃金額	引上げ額	引上げ率	効力発生 予定年月日
C	北海道	861	861	0	-	-
D	青森	790	793	3	0.38%	令和2年10月3日
D	岩手	790	793	3	0.38%	令和2年10月3日
C	宮城	824	825	1	0.12%	令和2年10月1日
D	秋田	790	792	2	0.25%	令和2年10月1日
D	山形	790	793	3	0.38%	令和2年10月3日
D	福島	798	800	2	0.25%	令和2年10月2日
B	茨城	849	851	2	0.24%	令和2年10月1日
B	栃木	853	854	1	0.12%	令和2年10月1日
C	群馬	835	837	2	0.24%	令和2年10月3日
A	埼玉	926	928	2	0.22%	令和2年10月1日
A	千葉	923	925	2	0.22%	令和2年10月1日
A	東京	1013	1013	0	-	-
A	神奈川	1011	1012	1	0.10%	令和2年10月1日
C	新潟	830	831	1	0.12%	令和2年10月1日
B	富山	848	849	1	0.12%	令和2年10月1日
C	石川	832	833	1	0.12%	令和2年10月7日
C	福井	829	830	1	0.12%	令和2年10月2日
B	山梨	837	838	1	0.12%	令和2年10月8日
B	長野	848	849	1	0.12%	令和2年10月1日
C	岐阜	851	852	1	0.12%	令和2年10月1日
B	静岡	885	885	0	-	-
A	愛知	926	927	1	0.11%	令和2年10月1日
B	三重	873	874	1	0.11%	令和2年10月1日
B	滋賀	866	868	2	0.23%	令和2年10月1日
B	京都	909	909	0	-	-
A	大阪	964	964	0	-	-
B	兵庫	899	900	1	0.11%	令和2年10月1日
C	奈良	837	838	1	0.12%	令和2年10月1日
C	和歌山	830	831	1	0.12%	令和2年10月1日
D	鳥取	790	792	2	0.25%	令和2年10月2日
D	島根	790	792	2	0.25%	令和2年10月1日
C	岡山	833	834	1	0.12%	令和2年10月1日
B	広島	871				
C	山口	829	829	0	-	-
C	徳島	793	796	3	0.38%	令和2年10月3日
C	香川	818	820	2	0.24%	令和2年10月1日
D	愛媛	790	793	3	0.38%	令和2年10月3日
D	高知	790	792	2	0.25%	令和2年10月3日
C	福岡	841	842	1	0.12%	令和2年10月1日
D	佐賀	790	792	2	0.25%	令和2年10月2日
D	長崎	790	793	3	0.38%	令和2年10月3日
D	熊本	790	793	3	0.38%	令和2年10月1日
D	大分	790	792	2	0.25%	令和2年10月1日
D	宮崎	790	793	3	0.38%	令和2年10月3日
D	鹿児島	790	793	3	0.38%	令和2年10月3日
D	沖縄	790	792	2	0.25%	令和2年10月3日



## 写

令和 2 年 8 月 17 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 中 睦 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
特別検討小委員会  
委員長 中 睦

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、  
繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金の改正決定  
の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 2 年 8 月 5 日滋賀地方最低賃金審議会において付託され  
た標記について、慎重に審議した結果、滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他  
の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金の  
改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはでき  
ないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

## 記

## 公益代表委員

佐野 洋史  
中 睦  
平井 建志

## 労働者代表委員

池内 正博  
大江 彰宏  
大西 省三

## 使用者代表委員

石井 太  
石田 秀幸  
西田 保夫

# 写

令和 2 年 8 月 17 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 中 睦 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
特別検討小委員会  
委員長 中 睦

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 2 年 8 月 5 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

## 記

### 公益代表委員

佐野 洋史  
中 睦  
平井 建志

### 労働者代表委員

池内 正博  
大江 彰宏  
大西 省三

### 使用者代表委員

石井 太  
石田 秀幸  
西田 保夫

# 写

令和 2 年 8 月 17 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 中 睦 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
特別検討小委員会  
委員長 中 睦

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 2 年 8 月 5 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

## 記

### 公益代表委員

佐野 洋史  
中 睦  
平井 建志

### 労働者代表委員

池内 正博  
大江 彰宏  
大西 省三

### 使用者代表委員

石井 太  
石田 秀幸  
西田 保夫

# 写

令和 2 年 8 月 17 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 中 睦 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
特別検討小委員会  
委員長 中 睦

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について  
(報告)

当小委員会は、令和 2 年 8 月 5 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

## 記

### 公益代表委員

佐野 洋史  
中 睦  
平井 建志

### 労働者代表委員

池内 正博  
大江 彰宏  
大西 省三

### 使用者代表委員

石井 太  
石田 秀幸  
西田 保夫

# 写

令和 2 年 8 月 17 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 中 睦 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
特別検討小委員会  
委員長 中 睦

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の  
有無について（報告）

当小委員会は、令和 2 年 8 月 5 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

## 記

### 公益代表委員

佐野 洋史  
中 睦  
平井 建志

### 労働者代表委員

池内 正博  
大江 彰宏  
大西 省三

### 使用者代表委員

石井 太  
石田 秀幸  
西田 保夫



# 写

令和 2 年 8 月 17 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 中 睦 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
特別検討小委員会  
委員長 中 睦

滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 2 年 8 月 5 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

## 記

### 公益代表委員

佐野 洋史  
中 睦  
平井 建志

### 労働者代表委員

池内 正博  
大江 彰宏  
大西 省三

### 使用者代表委員

石井 太  
石田 秀幸  
西田 保夫